

提案条例説明資料

令和4年6月

浜田市議会定例会議

提案条例説明資料

担当部名称 市民生活部

1	議案番号	報告第3号
2	題名	専決処分の報告について（浜田市税条例等の一部を改正する条例）
3	目的・理由	「地方税法等の一部を改正する法律」が令和4年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第180条第1項の規定により同年3月31日付けで、浜田市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。
4	概要	<p>1 個人住民税関係</p> <p>(1) 住宅ローン控除の適用期限延長 令和3年12月31日までに入居した者に適用していた住宅ローン控除の適用期限を4年間延長し、令和7年12月31日までとする。</p> <p>(2) 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し 所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能であったが、令和6年度から課税方式を一致させる。</p> <p>2 固定資産税関係</p> <p>(1) 土地に係る負担調整措置について 宅地等に係る負担調整措置について、令和4年度限りの措置として、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の5%から2.5%に変更する。</p> <p>(2) カーボンニュートラルポートにおける陸上電力供給設備に係る特例措置の創設 国際戦略港湾等において、港湾運営会社が港湾脱炭素化推進事業（仮称）により取得した陸上電力供給設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年</p>

		<p>間、価格に3分の2を乗じた額とする特例措置を創設する。</p> <p>(3) 貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る特例措置の創設</p> <p>特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る固定資産税について、課税標準の特例率を「わがまち特例」により定め、価格に4分の3を乗じた額とする特例措置を創設する。</p> <p>(4) 新築住宅に係る減額措置の適用期限の延長及び適用対象の縮減</p> <p>新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置について、適用期限を2年間延長し、令和6年3月31日までとした上で、土砂災害特別警戒区域等において、適正な立地を促すために市長が行った勧告に従わないで建設された一定の住宅を適用対象から除外する。</p>
5	<p>施行期日等</p>	<p>1 施行期日 令和4年4月1日（一部を除く。）</p> <p>2 経過措置 市民税、固定資産税に関する経過措置</p>

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第41号
2	題名	浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例
3	目的・理由	「公職選挙法施行令」の一部が改正され、国政選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスター等の作成の公営に要する経費に係る限度額が、最近における物価の変動等を踏まえて引き上げられたことから、市議会議員及び市長の選挙における当該限度額についてもこれに準じて見直しを行うため、関係する条例について一括して所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正（第1条）</p> <p>(1) 一般運送契約以外の契約における選挙運動用自動車の借入れに係る限度額の変更 1万5,800円 ⇒ 1万6,100円</p> <p>(2) 一般運送契約以外の契約における選挙運動用自動車の燃料に係る限度額の変更 7,560円 ⇒ 7,700円</p> <p>2 浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正（第2条）</p> <p>(1) ポスター1枚当たりの作成単価に係る限度額の変更</p> <p>ア 印刷単価 525円6銭 ⇒ 541円31銭</p> <p>イ 企画費 11万7,991円 ⇒ 12万175円</p> <p>3 浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正（第3条）</p> <p>(1) ビラ1枚当たりの作成単価に係る限度額の変更 7円51銭 ⇒ 7円73銭</p>

5	施行期日等	<ol style="list-style-type: none">1 施行期日 公布の日2 経過措置 施行日以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。
---	-------	---

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第42号
2	題名	浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	放課後児童クラブを移転することに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	雲城地区児童クラブの移転及び定員の拡充(第2条関係) (改正前) 浜田市金城町七条イ 982 番地 (定員 40 人) (改正後) 浜田市金城町下来原 1541 番地 5 (定員 50 人)
5	施行期日等	規則で定める日
6	備考	施行期日については、現時点において供用開始日を確定できないため、規則に委任しています。

提案条例説明資料

担当部名称 産業経済部

1	議案番号	議案第43号							
2	題名	浜田市浜田漁港水産物荷捌所条例の一部を改正する条例							
3	目的・理由	令和5年度から4号荷捌所を供用開始することに伴い、所要の改正を行うものです。							
4	概要	<p>4号荷捌所の追加に伴い、既存の7号荷捌所も併せて、その名称及び位置を定める。(第1条の2関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4号荷捌所</td> <td>浜田市原井町3025番地</td> </tr> <tr> <td>7号荷捌所</td> <td>浜田市原井町3050番地</td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	4号荷捌所	浜田市原井町3025番地	7号荷捌所	浜田市原井町3050番地
名称	位置								
4号荷捌所	浜田市原井町3025番地								
7号荷捌所	浜田市原井町3050番地								
5	施行期日等	<p>1 施行期日 規則で定める日</p> <p>2 準備行為</p> <p>改正後の条例の規定に基づく指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、施行日前においても行うことができる。</p>							
6	備考	施行期日については、現時点において供用開始日を確定できないため、規則に委任しています。							

提案条例説明資料

担当部名称 上下水道部

1	議案番号	議案第44号
2	題名	浜田市水道事業審議会条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	令和4年10月1日付けの機構改革により、課の名称を変更することに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	庶務担当課の変更（第8条関係） 管理課 ⇒ 水道管理課
5	施行期日等	令和4年10月1日